

## R7年度 認定訓練（短期課程）木造建築科のご案内

人材開発センターでは、建設業に携わる方々を対象に、以下の**建築関連**の職業訓練を計画致しました。4月より新年度となりますので安全意識を高めるためにも是非訓練へご参加頂きますようご案内いたします。

なお、事業主に対する各種助成金として訓練期間中の支払賃金に対する助成及び受講料の助成が受けられます。

記

1. 対象者 建設業従事者かつ雇用保険被保険者(訓練期間中は被保険者であること)
2. 実施日程  
令和7年4月1日(火)～4月14日(月) 10日間  
時間：9時から12時 1日3時間 合計30時間  
土曜日、日曜日は休講です。
3. 受講料  
人材センター会員：35,000円  
準会員：38,500円  
上記以外：42,000円  
※準会員とは、企業の所属する団体（組合）等がセンター会員の場合です。  
不明な場合はセンターへお問い合わせください。

受講料は申込締切日までに直接お支払い頂くか、下記口座へお振込みください。

北星信用金庫 本店（普通）1078829  
公益社団法人上川北部地域人材開発センター運営協会

※振込手数料はご負担ください

4. 締切日 令和7年2月18日（火）16：00まで  
※申込締切日以降のキャンセルについては受講料の返金はできません。
5. 定員 30名（定員になり次第締め切ります。）  
※申込数が10名以下の場合には中止となることがあります。
6. 申込み先 公益社団法人上川北部地域人材開発センター運営協会  
名寄市字緑丘30番地1  
TEL 01654-2-2393  
FAX 01654-3-7905
7. 実施主体 公益社団法人上川北部地域人材開発センター運営協会  
及び実施場所 名寄市字緑丘30番地1  
TEL 01654-2-2393

この訓練は、認定職業訓練（北海道より認定を受けた職業訓練）です。受講申込みの際には申込書に必要事項を記入の上、人材開発センターまで、郵送かFAX、またはご持参ください。

8. 助成金について（2種類）

（1）以下の a と b 両方の助成金を使用できますので、経費の負担を軽減することができます。  
雇用保険被保険者が対象です。（その他必要条件がありますので詳細はお問合わせ下さい）

a 人材開発支援助成金（人材育成支援コース）

経費助成（受講料）及び賃金助成（時間給）として下表のとおり

b 人材開発支援助成金（建設労働者認定訓練コース）

賃金助成（日額）として下表のとおり

a 人材育成支援コース 経費助成	a 人材育成支援コース 賃金助成(受講 1 時間)	b 建設労働者認定訓練コース 賃金助成（受講 1 日）
受講料の 45～60% ※雇用形態により変動	760 円	3,800 円

※助成金申請は**事前（訓練開始 1ヶ月前）**に計画届の提出が必要です。

（2）助成金の一例 ※R6 年度の助成率で計算しています

① 正規雇用労働者が全日程を休まず受講した場合（会員事業所）

助成金合計額（例）：76,500 円

※内訳は下表のとおり

a 人材育成支援コース 経費助成	a 人材育成支援コース 賃金助成(受講 1 時間)	b 建設労働者認定訓練コース 賃金助成（受講 1 日）	合計
35,000 円の 45% =15,700 円 ※100 円未満切り捨て	760 円×30H=22,800 円	3,800 円×10 日=38,000 円	76,500 円

② 有期契約労働者が全日程を休まず受講した場合（会員事業所）

助成金合計額（例）：81,800 円

※内訳は下表のとおり

a 人材育成支援コース 経費助成	a 人材育成支援コース 賃金助成(受講 1 時間)	b 建設労働者認定訓練コース 賃金助成（受講 1 日）	合計
35,000 円の 60% =21,000 円 ※100 円未満切り捨て	760 円×30H=22,800 円	3,800 円×10 日=38,000 円	81,800 円

<注意> 次の場合は支給対象となりません。

- ・訓練実施計画届の提出日の前日から起算して6カ月前の日から支給申請書の提出日までの間に、雇用する雇用保険被保険者を事業主都合により解雇等（退職勧奨を含む）をした場合。